

鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務  
募集要項

平成29年6月

鳥取市教育委員会



1 業務名称  
鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務

2 目的

本業務は、鳥取市民体育館再整備にあたり効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供を図るため、民間活力導入可能性調査を行い事業手法決定に係る基礎資料をまとめるとともに、体育館の機能や運営等について自由度の高い民間提案を受けるための基本計画策定に係る協力及び支援を行うことを目的として、広く企画提案を募集し当該業務の受託事業者を選定するために、公募型のプロポーザルを実施するものである。

3 業務の内容

(1) 事業手法検討

- ア 前提条件の整理
- イ 民間活力手法導入可能性の検討
- ウ 民間事業者サウンディング
- エ 実施可能性の評価
- オ 事業スケジュールの検討
- カ 実施に向けた課題整理

(2) 整備基本計画検討

- ア 前提条件の整理
- イ 計画地の基礎調査
- ウ 導入機能の検討
- エ 施設計画の検討
- オ 管理運営計画の検討
- カ 事業費の算出
- キ 要求水準書（素案）の検討

(3) 報告書作成等

※委託業務内容の詳細は別紙「業務仕様書」参照のこと

4 予定契約期間

契約締結の日から平成30年1月19日まで

5 業者の選定方式

公募型プロポーザル方式による企画提案競技

6 契約金額の上限

8,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約金額には、成果品の制作等、当該業務に係る一切の経費を含むものとする。

## 7 スケジュール

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 募集要項等配布     | 平成29年6月30日から平成29年7月25日まで |
| (2) 質問書の受付期間    | 平成29年6月30日から平成29年7月14日まで |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 平成29年7月18日               |
| (4) 応募申込み期間     | 平成29年7月19日から平成29年7月25日まで |
| (5) 応募資格要件の確認通知 | 平成29年7月26日               |
| (6) 企画提案書の受付期間  | 平成29年7月31日から平成29年8月10日まで |
| (7) 審査・業者選定     | 平成29年8月中旬                |
| (8) 契約の締結       | 平成29年8月下旬                |
| (9) 業務実施        | 契約締結の日から平成30年1月19日まで     |

## 8 応募申込等

### (1) 応募資格

本件公募型プロポーザルに応募しようとする者は、本公募型プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たすこと。

#### (1) 単体企業の場合

- ア 日本国内に本店を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- イ 過去10年以内（平成19年4月1日以降）に本件と同種の業務又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業等の民間活力導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を2件以上有する者であること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、本店、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ウ 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、専門技術者等十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 国税及び鳥取市税の滞納がないこと。
- カ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

#### (2) 業務共同体の場合

- ア 業務共同体のすべての構成員が日本国内に本店を有する法人等であること。
- イ 業務共同体の構成員のうち1者以上は、過去10年以内（平成19年4月1日以降）に本件と同種の業務又はPFI法に基づく事業等の民間活力導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を2件以上有する

- 者であること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、本店、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ウ 各構成員の出資比率は、それぞれ30%以上とする。
- エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。
- オ 各構成員は、本件入札において他の業務共同体の構成員となることができない。
- カ 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ク 国税及び鳥取市税の滞納がないこと。
- ケ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。
- コ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

## 9 応募手続き等

### (1) 募集要項等の配布

#### ア 配布する書類

- (ア) 「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務」企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）
- (イ) 「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務」仕様書（以下「仕様書」という。）
- (ウ) 様式集

#### イ 配布期間

平成29年6月30日（金）から平成29年7月25日（火）

#### ウ 配布場所

配布資料は本市公式ウェブサイト（<http://www.city.tottori.lg.jp>）に掲載するとともに、鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課でも配布する（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「鳥取市の休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。））。

### (2) 質問及び回答

#### ア 受付期間

平成29年6月30日（金）から平成29年7月14日（金）午後5時まで（必着）

ただし、提出受付時間は、鳥取市の休日を除く日の午前8時30日から午後5時までとする。

#### イ 受付場所

鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（鳥取市役所第二庁舎4階）

#### ウ 提出方法

質問については「質問書」（様式1）により提出すること。電話、窓口等での口頭による照会には応じない。

事務局へ直接持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて提出することとし、持参以外の方法による場合は、必ず到着確認を行うこと。FAX又は電子メールの場合は、標題に『鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務質問書』と記載して送付すること。

#### エ 質問書の回答

質問に対する回答は、平成29年7月18日（火）午後5時までに本市公式ウェブサイトに掲載する。

また、質問書に対する回答は、本募集要項及びその他配布する書類の追加または修正とみなすものとする。

### (3) 応募申込み

当該業務の企画提案募集への応募を希望する者は、本市に対し、下記のとおり「応募申込書」等によって参加を申し込むものとする。

#### ア 受付期間

平成29年7月19日（水）から平成29年7月25日（火）午後5時まで（必着）

なお、提出受付時間は、鳥取市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

#### イ 受付場所

鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（鳥取市役所第二庁舎4階）

#### ウ 提出方法

事務局へ直接持参（鳥取市の休日を除く。）又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は郵便書留により提出期限までの必着とする。ファクシミリ・電子メール等での提出は不可とする。

#### エ 提出書類

(ア) 企画提案応募申込書（様式2） 1部

(イ) 法人等概要調書（名称、所在地、代表者氏名、設立年月日、事業内容、資本金額、本市の業務を所管する支店等の名称・所在地・連絡先などが分かるもの。様式任意。） 1部

(ウ) 登記事項証明書等、国税、鳥取市税の納税証明書（※） 各1部

※各証明書は、応募申込みの日の3か月前までの交付日付のものとする。また、納税証明書は、証明可能な直近の年度のものとは有効とする。

(エ) 業務実績調書（様式3） 1部

(オ) 従事予定者の業務実績（氏名・年齢・役職名・従事する業務内容・今回の施設整備と同種又は類似の業務実績等を具体的に記載すること。任意様式。） 各1部

#### オ 応募資格要件の確認

応募希望者から提出のあった応募申込書及び関係書類によって、当該業務への公募資格要件を満たしているかを確認する。確認結果は、平成29年7月26日（水）に各応募申込書提出者へ発送する。

#### カ 応募資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

応募申込書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった理由を書面にて通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（鳥取市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

市長は、前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（鳥取市の休日を除く。）以内に書面にて回答する。

キ 応募申込書提出後の辞退

企画提案書の提出を辞退する場合には、「企画提案応募辞退届」（様式4）を提出するものとし、届出にかかる提出期限、提出方法は応募申込書の提出に準ずるものとする。なお、企画提案書を含む一切の提出書類の返却は行わない。

（4）企画提案書の提出

当該業務の企画提案募集への応募する者は、本市に対し下記のとおり「企画提案書提出届」等によって提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

平成29年7月31日（月）から平成29年8月10日（木）午後5時まで（必着）

なお、提出受付時間は、鳥取市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 受付場所

鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（鳥取市役所第二庁舎4階）

ウ 提出方法

事務局へ直接持参（鳥取市の休日を除く。）又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は郵便書留により提出期限までの必着とする。ファクシミリ・電子メール等での提出は不可とする。

エ 提出書類

（ア）企画提案書提出届（様式5） 1部

（イ）企画提案書 15部

（ウ）見積書（任意様式、要押印） 1部

業務名称として標題に「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務」と記載すること。

当該業務に係る所要経費全てを含めて見積もることとし、見積りの根拠となる明細を明らかにすること。

見積書には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載すること。

オ 企画提案書の規格

（ア）用紙は、原則A4版両面印刷で、20ページ以内（表紙、目次及び見積書はページ数に含めない）とし、縦置き横書き（左綴じ）とすること。

ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えないものとする。

（イ）文字サイズは10ポイント以上とし、印刷の色はカラー、白黒を問わない。

（ウ）ページ番号は表示、目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

（エ）審査の公平を期すため、企画提案書15部には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。

（オ）企画提案内容が入った電子データを一部提出すること。

カ 企画提案書の構成

企画提案書の構成については提案者の任意とする。ただし、提案内容は可能な限り簡潔明瞭かつ、アピールポイントが容易に把握できるよう、別紙「仕様書」に基づき記載すること。

また、企画提案書には以下のことについては必ず記載すること。

(ア) 実施方針及び取組方針（当該業務についての基本的な考え方）

(イ) 実施フロー

(ウ) 主要検討事項

a 関係部局等との調整の進め方や事務局との打合せ方法及びその頻度

b 現時点で考えられる事業スキーム（PFI等の手法）とその課題

c 民間事業者参入可能性調査の実施方法とその内容

d 本事業におけるVFMの試算方法とその課題

e 基本計画の具体的な策定手順及びその内容

(エ) 業務工程表（全体スケジュール）

(オ) その他特に提案すべき事項

キ 本市からの疑義照会

提出のあった企画提案書の内容について、必要に応じて、後日、本市から疑義照会を行うことがある。

ク 企画提案書の取扱い

(ア) 企画提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、企画提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

(イ) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

ケ 企画提案書の失格

次の各号の一に該当する場合は、応募者（企画提案）は失格となる場合がある。

(ア) 企画提案書の提出期限に適合しない場合。

(イ) 提案内容に虚偽の記載があった場合。

(ウ) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(オ) 見積金額が契約金額の上限額を超える場合。

(カ) 提出された企画提案書等に不備がある場合。

コ 企画提案書の著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画を提案したそれぞれの応募者に帰属する。

ただし、鳥取市は企画提案書の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

また、鳥取市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には公開対象文書として原則開示することとなるが、応募者が事業を営むうえで競争上または事業運営上の地位その他不当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定によって非開示とできる場合もあり、その際は理由書等を提出することとする。

## 10 審査方法等

### (1) 審査方法

企画提案書の審査は、本市が別に定める構成員により組織された「鳥取市民体育館再整備事業に



係る基本計画策定支援業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。企画提案書とプレゼンテーションの内容を別途定める評価基準に基づき審査し、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、得点の総計が同点の場合は、当日出席した選定員による多数決で最優秀提案者を決定する。

(2) プレゼンテーションの要領

(ア) 日 時 本市が指定する日時（8月中旬を予定）

(イ) 場 所 本市が指定する場所

(ウ) 人 数 1応募者につき3人以内

(エ) 説明時間 30分以内（提案書説明20分、質疑応答10分を予定）

(オ) 説 明 者 提案に含まれる業務実施体制に記載されている担当者等が、主に行うものとする。  
ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

(カ) 機器類の使用 プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは鳥取市が用意する。その他の物は提案依頼者が準備すること。

(3) 評価基準及び配点

別途定める評価基準及び配点とする。

(4) 結果公表

審査結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、すべての企画提案書提出者（失格者を除く）に書面で通知するとともに、本市ウェブサイト公表する。

(5) 審査に関する問い合わせ、異議申し立て

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受けないものとする。

(6) 応募者が1者又は無い場合の取扱い

応募者が1者の場合は、総合的に選定委員会で判断することとし、契約対象者として選ばない場合がある。なお、応募者がいない場合、本募集は中止し、再度内容を精査した上で、新たに募集する。

(7) 応募者が複数の取扱い

選定委員会において、評価基準に基づく審査とともにプレゼンテーションによる審査を行う。ただし、応募者多数の場合は、事前に評価基準に基づき予備審査を行った後、上位5社程度によるプレゼンテーションによる審査を行うことがある。

1.1 契約方法

10により選定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、10の審査により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

契約手続き及び契約書は、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによる。また、契約締結後においても受託者に当該提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.2 その他事項

(1) 費用負担

企画提案、プレゼンテーション等、当該応募にかかる費用は、すべて応募者の費用とする

(2) 提案数

提出できる提案は1応募者につき1案のみとする。2案以上の提案をしたときは全ての提案を無効とする。

(3) 提案の代理

提案者が他人の提案の代理をしたときは提案を無効とする。

(4) 本件企画提案などにおいて使用する言語、通貨及び単位

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

(ウ) 単位 日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(5) 募集要項の効力

本要項は、平成29年6月30日から適用し、選定された業者と契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

(6) 失格事項

本事業の公告の日から最優秀提案者の決定又は公表の日までの期間に、本事業のために審査委員会の委員と接触を試みた者は失格とする。

1.3 別添資料

(1) 仕様書

(2) 様式集

(ア) 質問書（様式1）

(イ) 企画提案応募申込書（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

(エ) 企画提案応募辞退届（様式4）

(オ) 企画提案書提出届（様式5）

(3) 評価基準

1.4 問い合わせ

事務局

(1) 担当部局 鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課

(2) 担当者 西谷・藏増

(3) 所在地 〒680-8571 鳥取市上魚町39番地

(4) 連絡先 (電話) 0857-20-3373

(FAX) 0857-20-3364

(5) 電子メール enjoy@city.tottori.lg.jp